

## ICT活用工事（法面工）に関する特記仕様書

### 1. ICT活用工事

本工事は、受注者がICT活用工事（ICT法面工）を希望した場合に、受注者の提案・協議により3次元データを活用するICT活用工事の対象とすることができる。

ICT活用工事（ICT法面工）とは、以下に示す施工プロセスの各段階のうち、全てもしくは一部においてICT施工技術を活用する工事である。

#### 【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

ただし、②④⑤の段階におけるICT技術の活用を必須とする。

### 2. ICT活用工事の実施手続

ICT法面工の実施にあたっては、受注者が希望した場合、協議書（工事打合簿等）を発注者へ提出し、協議が整った場合、ICT活用工事を実施することができる。

### 3. ICT活用工事に関する経費

ICT活用工事に伴う経費については、設計変更の対象とし「ICT活用工事（法面工）積算要領」により積算し、必要な経費を計上する。

なお、監督員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

### 4. 工事成績評定について

ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」における【施工】「ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」において評価するものとする。

### 5. ICT法面工に関する基準について

ICT活用工事を実施した場合は、国土交通省から発出されているICT法面工に関する要領等により行うものとする。

### 6. 現場見学会・講習会の実施

ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会等を実施するものとする。

## 7. 活用効果の検証

受注者は、発注者の求めに応じて、当該技術の活用効果の検証に協力するものとする。